

# 文教厚生常任委員会調査報告書

(平成19年3月定例会)

## 1 調査事件

障がい者福祉について

## 2 調査の経過

平成18年12月21日(会期中)

平成19年 1月12日

平成19年 1月18日

町内視察調査(余目第四小学校、余目中学校、和光園ひまわり分場、  
福祉施設ドレミファ)

平成19年 1月29日

平成19年 2月 8日

平成19年 2月15日(協議会)

平成19年 2月19日

## 3 調査の結果

〔現況と課題〕

昨年4月から一部施行、10月から本施行された障がい者自立支援法は、障がい者の地域での自立や、身体・知的・精神の障がい別に提供されてきた福祉サービスの一元化を目的に、

どの障がい者(身体・知的・精神)も共通のサービスが受けられる

利用者の原則1割負担

働きたい障がい者への支援

地域でのサービス利用

以上が主な内容であるが、2003年に始まった支援費制度において、障がい者が福祉サービスを自由に選択でき障がい保健福祉は充実したが、利用者の急増によって財源不足が深刻化し制度維持が困難となったことが導入の背景にあげられる。この制度の実施によって、サービスや施設を利用する障がい者の負担が大きくなったことや、事業者においては、要件の引き上げや単価の引き下げなどで経営が厳しくなっていることなどから、国では利用者の負担軽減や、事業者に対する激変緩和措置などの改善策を講じている。法の施行に伴って町では、本年度中に障がい福祉計画を策定することが義務付けられているが、障がい福祉計画は、障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な障がい福祉サービスを計画的に提供することが目的で、本町の障がい福祉サービスと地域生活支援事業のこれからの見込み量とその方策についてまとめるものである。

ところで、障がい者の雇用状況であるが、昨年6月1日現在で県内の民間企業に雇用されている障がい者数は1,778人で、全従業員に占める障がい者の割合を示す

実雇用率は 1.49%で全国平均の 1.52%を下回っている。その中で、庄内地方における障がい者の雇用者数は 424 人で達成率は目標の 49.7%である。また、県や市町村、教育委員会など 53 の公的機関の障がい者雇用者数は 221 人で実雇用率は 1.93%であるが、本町では現在雇用されていない状況である。

本町には障がい者福祉施設として和光園ひまわり分場と福祉施設ドレミファがあるが、和光園ひまわり分場については現在本場化がすすめられており、定員をこれまでの 15 名から 22 名とし多機能型の施設とする構想である。社会福祉協議会での運営を予定しているが、総事業費は約 2,900 万円を見込んでおり、財源については障がい者自立支援法の施行に伴う国の改善策の中の事業で対応を検討している。また、福祉施設ドレミファは平成 17 年 4 月にオープンした民間事業所で、グループホームやデイサービスを実施しているが、民間ということで公的な支援がないうえ今回の障がい者自立支援法の施行によって事業所の収入が減るなどから厳しい経営状態を強いられている。

現在、小中学校に設置されている特殊学級については、国が平成 19 年度から、これまでの特殊教育から特別支援教育へ転換することを受けて、町では、現在「特別支援教育推進計画」の検討を進めている。本町の特殊学級の状況であるが、本年度、町内の特殊学級への在籍児童生徒数は、知的障がい・情緒障がい・肢体不自由を合せて 20 名が在籍中である。また、町外の特殊教育校への在籍児童生徒数は、酒田聾学校・鶴岡養護学校・鶴岡高等養護学校を合せて 26 名が在籍中である。ところで、法律上の特殊学級の在籍者数は担任 1 名に対し 8 名を上限としているが、その中に重度の子が在籍した場合には担任 1 名では指導が困難な場合があるため、各学校の実態に応じて県からの指導者配置の支援が行われているが、本町でも各学校の実態に合わせて町単独で補助員を配置しており、本年度は余目第二小学校・余目第四小学校・余目中学校に各 1 名ずつの合せて 3 名を配置している。しかし、学校によっては補助員が足りない状況から、教務主任や学習支援員の空き時間対応などで指導者を確保しているところも見受けられる。

#### 〔意見〕

##### (1) 障がい者雇用について

障がい者の雇用については、思うようにすすんでいない状況であり、障がい者雇用の促進として、行政が率先して受け入れ体制の整備や、雇用に取り組むべきと考える。

##### (2) 和光園ひまわり分場の本場化について

本場化に伴って、ただ単に障がい者の更生施設や授産施設にとどまらず、将来的には、障がい者の支援センター、つまり、本町の障がい者福祉の中核施設とすべきと考える。そのために、例えば、

障がい者の窓口を設け、専門の相談員の配置

保健、医療、教育、福祉の各機関との連携によるフォロー体制の充実を図るとともに、各機関との調整窓口の設置

町内外の施設との連携強化

家族の支援として情報の提供や交流の場の確保

専門のケアマネジャーの育成や職員研修の実施などの機能を持たせた施設とすべきと考える。

(3) 町内の障がい者福祉施設との連携強化について

知的障がい者の扶養義務者の高齢化の問題もあって、障がい者が宿泊できる施設のグループホームは重要であり、本町の障がい者福祉のネットワーク網の整備として、例えば福祉施設ドレミファについては、連携の強化や社会福祉法人への移行の指導や支援をすべきと考える。

(4) 特殊学級への支援について

現在本町では、特殊学級へ町単独で補助員を配置しているが、学校によっては、指導者の確保のために、学習支援員を空き時間に特殊学級の補助員として活用しているところもあるので、町単独での補助員の配置については、今後も継続すべきと考える。

以上、今回の調査によって、障がい者福祉についての国の動きや本町の状況などについて、一定の把握ができた。

尚、別添の表で理解できるように、本町の障がい者の8割以上を身体障がい者が占めている状況であるが、身体障がい者は障がいの程度によっては通常の生活が可能なため、障がい福祉サービスを利用する障がい者は知的障がい者が圧倒的に多い状況であり、また、国の障がい者自立支援法の施行や本町では和光園ひまわり分場の本場化の動き、そしてまた、今回は調査期間が短かったことなどあって、当委員会の調査事件である障がい者福祉についての報告内容が、知的障がいにウエイトを置いたものになったところである。